

## 令和5年第6回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年2月15日(水)			午前 9時05分から 午前10時50分まで
出席者	委員	與川委員長、小井委員長職務代理、梅田委員、本橋委員		
	事務局	江川局長、油川次長、増田選挙法規担当係長、中野主査		
開催場所	第9会議室	傍聴人	17名	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案4号	令和5年執行杉並区議会議員選挙 選挙時啓発事業投票マッチングの質問20問の確定について		決定
	議案5号	総務省発「第20回統一地方選挙における啓発活動に係る留意事項について」に伴う対応について		中止を決定
	報告6-1	第4回 投票率アップ企画委員会の報告について		了承
	報告6-2	東京都からの「杉並区議会議員選挙におけるポータルマッチ事業に係る杉並区選挙管理委員会事務局への確認事項について」		—
	報告6-3	杉並区議会自由民主党からの要望に対する回答について		—
	報告6-4	立候補予定者説明会について		了承
委員長	<p>これから令和5年第6回の定例会を開会いたします。</p> <p>開会あたり、杉並区選挙管理委員会傍聴規程第3条で傍聴人は5名までとなっておりますが、本日の傍聴希望者は既に5名を超えております。本来は同規定2条2項に基づきくじを行うべきですが、本日は会議室に余裕があるので、全ての方の傍聴を認めたいと思います。また、同規定第6条に基づき傍聴人から撮影及び録音の申請が出ております。皆さんで協議をお願いします。</p>			
一同	了承			
	<p><b>&lt;令和5年執行杉並区議会議員選挙 選挙時啓発事業投票マッチングの質問20問の確定について&gt;</b></p> <p><b>&lt;第4回 投票率アップ企画委員会の報告について&gt;</b></p>			
	<p>それでは、議案第4号令和5年執行杉並区議会議員選挙 選挙時啓発事業投票マッチングの質問20問の確定についてと、報告6-1 第4回投票率アップ企画委員会の報告については関連しておりますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>			
局長	<p>委員長、これから19日までは非公開の質問の内容についての審議が含まれますので、傍聴者がおりますので一度非公開とするかの判断をお願いします。</p>			
委員長	<p>現在、事務局長から非公開の提案がありました。皆様いかがでしょうか。</p>			
一同	(異議なし)			
委員長	<p>そうしましたら、ここからは非公開としますので、しばらくの間、傍聴人は</p>			

	退室をお願いします。
局長 及び 主査	<p>報告6-1 第4回 投票率アップ企画委員会の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○5問の最終確認後、企画委員会案を決定した。</li> <li>○サイト構成（挿絵や標語）についてについて企画委員会案を決定した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最初に表示する候補者は上位5位まで</li> <li>・標語は「政策で候補者を選ぼう」にする</li> <li>・啓発事業については、投票日近くに、なみすけ等の着ぐるみを用意し親子で写真を撮り、その後に投票に行ってもらおう</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、これについては、明るい選挙推進委員と選挙管理委員会がおこなう該当啓発と一緒に実施する</p> <p>○4月7日の投票率アップ企画委員会は、ネット上にアップしたサイトの動作確認なので、集まらなくても実施が可能ということで中止にした。</p>
局長 及び 主査	<p>議案第4号 令和5年執行杉並区議会議員選挙 選挙時啓発事業投票マッチングの質問20問の確定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな5問について審査を実施</li> <li>○全20問の字句の整理など</li> <li>○全20問について最終確定</li> <li>○出題順位を決定</li> </ul>
委員長	ここからは公開に戻し再開します。
	<p><b>&lt;総務省発「第20回統一地方選挙における啓発活動に係る留意事項について」に伴う対応について&gt;</b></p> <p><b>&lt;東京都からの「杉並区議会議員選挙におけるボートマッチ事業に係る杉並区選挙管理委員会事務局への確認事項について」&gt;</b></p> <p><b>&lt;杉並区議会自由民主党からの要望に対する回答について&gt;</b></p>
委員長	議案第5号の総務省発「第20回統一地方選挙における啓発活動に係る留意事項について」に伴う対応については、報告6-2の東京都からの「杉並区議会議員選挙におけるボートマッチ事業に係る杉並区選挙管理委員会事務局への確認事項について」と、報告6-3の杉並区議会自由民主党からの要望に対する回答についても、関連しておりますので、一括して事務局より説明をお願いします。
局長	委員長、説明に入る前に恐れ入りますが、昨日の本会議の様子について委員の皆様へご報告をお願いします。
委員長	<p>昨日、杉並区議会の本会議で杉並区議会自由民主党の松浦区議からボートマッチについて質問がありました。</p> <p>ボートマッチ事業については初めての試みなので、議員さんからは、公職選挙法などに触れるおそれはないのか、公平性は担保されているのか、特定の候補者の有利になっていないか、そういう心配が危惧されるというところから、このボートマッチ事業は大変危惧されると疑念が残ると質問を受けた。その後も選挙無効の可能性もあり、選挙無効になればだれが責任を取り、損害賠償をするのか等の様々な質問を受けました。</p> <p>私からは、20歳代の投票率の向上のために、インターネット等のデジタル技術を活用した、選管が独自で啓発活動を検討した結果であること。選挙啓発事業であるため選挙運動には当たらないと判断していること。第三者機関に質問を考えてもらっていることから、選挙管理委員会の恣意的な質問に成っていないこと。公平公正に十分配慮して準備していることなど、これまでの取り組</p>

	みについて、理解していただけるよう説明してきました。
本橋委員	本会議の傍聴者は何人くらいいたのですか。
委員長	私の感覚では5、6名くらいでした。
局長	<p>それでは、私から説明します。まず、資料6-2になります。東京都選挙管理委員会（以下「都選管」と表示）に寄せられている、ポートマッチ事業に関する懸念6項目の確認事項が2月10日付けで届いております。委員長の専決を受け2月13日に回答しました。質問及び回答の概要は次のとおりです。</p> <p>Q1. ポートマッチを選管が実施することは、特定公務員の選挙運動の禁止に抵触するのではないか</p> <p>A1. これは選挙運動ではなく、啓発事業なので公務員の選挙運動にならない</p> <p>Q2. 公営ポスター掲示板にQRコードを印刷することは、選挙運動期間外の選挙運動となり問題にならないのか</p> <p>A2. 啓発事業であるため、選挙運動でないためQRコードの掲載は、選挙当日も掲載できる</p> <p>Q3. 公平・公正な質問は可能なのか</p> <p>A3. 第三者機関を立ち上げ、その機関が質問を作成しているため、区選管が恣意的に作成しているものではない</p> <p>Q4. 本ポートマッチのマッチング率の算出式が不明である。算出式についてどう説明するつもりか</p> <p>A4. 配点方法は、双方の回答との距離で算出し、詳細は後日公開します</p> <p>Q5. 立候補者の平等の取扱いについて</p> <p>A5. 19日に区公式ホームページで質問を公開すること及び飛び込みの候補者でも回答できるよう締切り時刻を猶予している</p> <p>Q6. 訴訟リスクについて</p> <p>A6. 判例などからも、投票マッチングを実施せずに執行する他の選挙執行と同程度の訴訟リスクと考える</p> <p>という内容です。詳細は資料をご確認ください。</p> <p>続きまして、6-3ですが、一つの会派からは文書での回答を求められておりますので、本日の決定内容を受け、回答案をご確認いただき回答いたします。</p>
本橋委員	議案第5号を審議するための報告事項を先に2つ伺ったのですが、本日は、総務省発の留意事項を受けて、今後どうするかについて、話し合うということですね。
局長	<p>あらためて、今後の対応についてご審議願います。</p> <p>それでは、議案第5号について説明いたします。</p> <p>昨日、都選管から、総務省がポートマッチ事業は公職選挙法に抵触する可能性が高いという、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言が届いたとの連絡がありました。</p> <p>私どもが、選挙運動には当たらないと準備を進めてきたポートマッチ事業は、選挙運動性が高いため、選挙管理委員会が実施すると、公選法136条（特定公務員の選挙運動の禁止）に抵触するおそれがあり、ひいては選挙無効の原因ともなりかねないので、考えたほうよいのではという内容です。</p>
委員長	私も驚いたのですが、総務省はこのポートマッチ事業が公職選挙法の選挙運動にあたるかとみなしているらしく、通知の文章を読むと、できたらやめなさいと読めるのです。私としては残念な通知でありました。

本橋委員	事務局に質問ですが、6-2で2月13日に都選管へ回答を行い、2月14日に総務省から都選管経由でこの留意事項が来たとなると、都選管からは13日に回答した内容に対する回答はもう来ないのでしょうか。
局長	杉並選管からの回答を受けた6項目について、都選管は回答を準備していたが、総務省から通知が届いたので、その通知を参照して考えてくださいという旨の通知がきました。
本橋委員	そうすると、総務省からの留意事項には都選管の思いも含まれているということですか。
局長	都選管は都選管で回答を考えていたのだと思います。しかし、総務省から通知が届いたので、そちらを参照してくださいとなったようです。
本橋委員	もう、都選管からは回答というのか留意事項は来ないので、この総務省からの通知を受けて、今後どうするのかを考えればよいということですね。
委員長	総務省、東京都並びに自由民主党の要望書などは、ボートマッチ事業に疑念を抱いているようです。
小井委員	都や国は、すべての候補者を平等に取り扱うのは困難と考えていて、平等に取り扱えないのだから選挙運動と認められるおそれがあると、選挙運動というものについて、どこで線引きをするのか曖昧な通知ですね。
局長	<p>以前、2月1日の選挙管理委員会でも、法解釈の問題だと話題になりましたが、選挙運動となれば、特定公務員である選挙管理委員の選挙運動は禁止されておりますので、公選法136条に抵触してしまう。</p> <p>このボートマッチ事業が選挙運動に当たるかどうかですが、私どもはいままで啓発事業の一環ととらえていたので、先ほど、委員長もお話しされた20歳代の投票率を何とか上げたいという思いから、インターネットなどのデジタル技術を活用した啓発に特化して取り組んでいくべきだとしている。啓発事業以外の何物でもない。だから136条の選挙運動に抵触しないという考えでやってきました。</p> <p>2月2日に都選管と話した際も、選挙運動に抵触するかが一番の問題でした。都選管も136条に直ちに抵触するものではないが、そのためには中立性・公平性が担保され、かつ有権者も候補者も皆を平等に取り扱って、初めて公平中立と言えることなので、それをクリアすることが大事なことで。そして事業を実施する・しないの判断は、区選管の判断と責任のもとでと言われておりました。</p> <p>そのうえで、区選管としては実施すると判断して準備をしてきました。しかし、今回この通知が来たことで、この技術的助言をどう受け止めるかというところです。</p>
本橋委員	以前の委員会資料の中に、国と地方公共団体の関係に関するものがあつたのですが、昨日届いた通知は、技術的助言・勧告に該当するものが来たということですね。
局長	そうです。もう一度、法規担当係長から技術的助言について説明します。
法規担当係長	<p>以前お配りした、国と地方公共団体との関係についてという資料の裏面の4をご覧ください。</p> <p>現在、技術的助言ですので(1)になります。今後、このまま事業を進めた場合、(2)の「是正の要求」が発せられる可能性があります。それでも、これは選挙運動ではなく、啓発事業とだと主張する場合は「国地方係争処理委員会」に対し審査を申し出て、そこで選挙運動に該当するのか判断をしてもらいます。国地方係争処理委員会の審査結果に不服があれば、総務省を相手に不服の訴え</p>

	を提起するという流れとなります。
局長	手段としては、その様なこともできますという説明でした。 2月1日には、国地方係争処理委員会までを視野に入れて実施するとなっておりますが、実際に技術的助言が発せられたことを受け、もう一度審議していただきたいと思います。
小井委員	今は、助言という段階で、このまま進めると、もう一段階強い、是正の要求がくるということですか。
局長	可能性があるということです。
小井委員	総務省の文章は、おそれや可能性と書かれていて曖昧ですので、技術的助言ということは、気を付けてねという程度のことなのですか。 我々が、選挙運動に成らないように意識して、公平公正に注意し準備している、この内容であっても、選挙運動と認められるおそれがあると判断されたということなのですかね。 これを読んで、その様な見方もあり得るのかと思いました。
與川委員	技術的助言とはいうが、文面からトーンが強く感じますね。
本橋委員	技術的助言をしたのに、区がこのまま準備を進めた場合、是正の要求が発せられるタイミングは、いつ頃になりますかね。 例えば19日に質問を配った時なのか、4月17日の公開前なのか、17日以降の選挙期間中など、どの辺が考えられますか。
局長	選管が実施するのは全国初の事例なので、どのタイミングかは分かりませんが、可能性としては、2月19日に質問を配布した時点で、是正の要求が出されることが考えられます。
小井委員	総務省は実態も見ずに、何をもって不平等になると判断し技術的助言を出されたのか、次は配られた質問の内容を見て判断した後に是正の要求が出されるのでしょうか。それとも、配った行為だけで判断されてしまうのでしょうか。
局長	この通知を読む限りでは、100パーセント公平性の担保ができないという内容なので、全てを網羅せずに、20問に絞った時点で公平性が担保されていない可能性があるかと判断されたのだと思われます。 その考えが、良い悪いではなく、総務省はそのように判断し、選挙運動と認められる恐れを拭いきれず、結果、選挙無効になる可能性があるかと助言しています。 小井委員が先程おっしゃったとおり、あくまでも疑いに対しての助言であって、違法ですという通知ではありません。
梅田委員	最後の最後に、区が総務省と裁判まで争う場合、不服の訴えとはどのような事が想定されるのでしょうか。具体的にはどのようなことかは分からないのでしょうか。
局長	国地方係争処理委員会の決定によりますが、その結果に納得できればそこで終わりとなります。しかし、その結果に納得がいかない場合です。 例えば、区が不服を持つ場合は、啓発活動である事を否定された場合となります。逆に選挙運動ではなく啓発事業ですよと判断された場合に、総務省がその結果には納得できないと訴えを提起するかもしれません。
本橋委員	この通知に明確に、ポトマッチ事業は、本来、選管が主体となって行うものではなく、公選法第6条の啓発・周知活動の範囲を超えるものと考えられ、全ての候補者の平等公正な取扱いを担保することが困難であることから、選挙運動と認められるおそれがある。と書かれています。

	<p>昨日の区議会本会議の一般質問での委員長の答弁でもそうですし、これまで我々が拠り所にしてきた、啓発活動の一環であり公選法に抵触するものではないとしてきた考えに対して、そうではないぞと言われていると理解します。</p> <p>また、今週末に立候補予定者説明会が迫っているので、総務省と調整を行う時間がないと思うので、私は、少し方向を変えざるを得ないと感じました。</p> <p>マッチングが駄目なら、せっかく作成した問題を立候補予定者に区民はこんなことに興味がありますとアンケートをして、その結果を一覧表で示したいと思うのですがどうですか。</p>
小井委員	<p>総務省通知の文中に、候補者の考え方を伝えるものである以上、啓発事業名目で行うとしても、選挙運動に該当しないわけではありませんと書かれているので、せっかくの質問は使えないですね。</p>
委員長	<p>私も、せっかく作成してもらった質問がもったいないのですが、選管が候補者に意見を聞いた考え方を伝えてはだめといわれているのです。</p> <p>それならば、投票率アップ企画委員会が作成した問題でもあるので、投票率アップ企画委員会でポートマッチを実施してもらったらいいのではと考えたのです。しかし、我々が声をかけて委員会を設置した以上は、選管が主体となっているので、企画委員会がやることも難しいですよ。</p>
小井委員	<p>悩ましいですね、これ以上やってしまい、選挙に支障をもたらしたといわれてしまうのは残念です。</p> <p>私どもが、若年層の投票率向上に向けて、この様な事業に着眼したということで留めるしかないのでしょうか。今後、この様な内容のことが議論されるきっかけとなればよいと思います。今回は中止せざるを得ないと思います。</p>
委員長	<p>私もこれまでの議論が決して無駄だとは思っておりません。</p>
梅田委員	<p>今回のこれは残念ですが、我々が引き続き投票率向上について考え続けることは重要な事と思っております。</p>
小井委員	<p>総務省通知の最後に、選挙管理委員会が主体となって「ポートマッチ事業」を行うことについては、以上のような課題や懸念があるものと考えています。なお、選挙の管理執行機関ではない民間団体が主体となって「ポートマッチ事業」を行うことについては、当該事業が選挙運動と認められる場合でも、選挙運動期間中ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動は原則自由に行うことができる場所であり、公職選挙法上、直ちに規制されるものではありません。と付け加えられています。これが今後の選挙のあり方について議論の余地があるのということでしょう。</p> <p>いまの法解釈では、選挙執行機関が選挙運動にならないように、どれだけ公平中立に注意しても、選挙運動と認められるおそれがあると考えられてしまうのが現実なので、それを踏まえて今後は、どのような啓発を考えていく必要があるのだろう。</p> <p>若い方々は時間的余裕もなく、欧米などの諸外国に比べて選挙に対する教育がなされていなし、そういう現実の中で18歳に選挙権が引き下げられて、20歳代になってくると就職活動や、就職しても働き始めで忙しく、その中で地域の課題などを考える時間がないため、地域行政への関心が薄くなってしまっていると思うので、身近にあるスマートフォンを活用した啓発方法を考えたのですが、その辺のところをクリアするために、もっとオープンにこの課題について検討していくべきです。</p> <p>区民が区議会議員の候補者が何を考えているかを知るための質問として、非常にいいものがあったと思っております。これを議会の方々と有権者に、いつ</p>

	<p>か見てもらいたいです。そして、区議会からいまだされている懸念についても選挙後にオープンにして検討できたらいいですね。</p>
局長	<p>小井委員のおっしゃるとおり、総務省通知の最後の部分は、ボートマッチ事業は選挙運動に認められるおそれがある。そうすると、選管が選挙運動を行ったことになり、公選法136条の特定公務員の選挙運動の禁止に抵触してしまう。しかし、民間がボートマッチをウェブサイトで実施し、ボートマッチが選挙運動と認められたとしても、選挙運動が禁止されていないので実施できますという内容が書かれています。</p> <p>加えて、選挙当日は選挙運動ができませんが、現在も選挙当日に民間が行っていることについて、直ちに規制されるものではありませんとされています。</p>
本橋委員	<p>そろそろ、19日の日曜日はどうするかを決めなくてはなりませんね。</p> <p>見る人によっては、せっかく企画委員会で質問を作成しているのに、ここでだめでしたと急に終わりにしてしまうことに対して、区選管が責任を逃れているように受け取る方もいるでしょう。</p> <p>しかし、区選管が主体となって作成しているので、企画委員会が実施することもできない。</p> <p>ならば、19日の予定者説明会の場で、これがボートマッチで出そうと思った質問ですとお配りするのはいかがでしょう。</p>
委員長	<p>ただの資料配布としてですか。</p>
小井委員	<p>資料配布として、よろしければご活用くださいと。</p>
委員長	<p>投票率アップ企画委員会と区選管は表裏一体となって作成した質問を公表すると、国に対する抗議活動と捉えられかねませんよ。</p>
本橋委員	<p>確かにそう捉えられるかもしれませんね。</p>
小井委員	<p>そうではなく、せっかく皆さんの協力を受けて作った質問が、もったいないと思う気持ちだけです。</p>
委員長	<p>そんなことをしたら、それこそ争いごとになってしまいます。</p> <p>もう19日が差し迫っていますので、そろそろ決断しないといけませんね。</p>
本橋委員	<p>どっかのタイミングでは、問題を公表するのであれば19日も同じと思ってしまうと思います。その対応を決めましょう。</p>
局長	<p>おそれいります。そろそろ、今までのお話を集約し、私ども事務局へご指示願います。</p>
委員長	<p>それでは、19日の立候補予定者説明会は、ボートマッチを抜いた形で実施することによろしいでしょうか。</p>
本橋委員	<p>すみません。これまでのボートマッチの取り組みとか経緯についても触れないという意味でしょうか。</p>
小井委員	<p>ボートマッチを実施せず、今までと同じ立候補予定者説明会を行うのであれば、ボートマッチ事業に触れる箇所がないのではないのでしょうか。</p> <p>これから、立候補予定者も我々も選挙に向けて準備をしていく時期になるので、その場で敢えて取り上げず、今回の質問を公表するならば、選挙が終わった後でもよいのではないかと私は思います。</p>
本橋委員	<p>では、最低限19日を決めましょう。</p>
委員長	<p>そででは、19日はどうしますか。</p>
小井委員	<p>非常に残念です。</p> <p>1月に広報で委員を募集した時は、果たして応募があるのかと思いましたが、</p>

	短い期間で多くの方々にご応募いただき、今後も何らか、形にできるものができたらよいと思います。
梅田委員	断念すべきと思います。 ただ、ここまで若い方を交えて議論してきて、それが無になるのはすごく勿体ない気がしています。若い方と考える場合は今後もつなげていけたらいいですね。
本橋委員	私は、19日に経過を話して中止すべきと考えていました。しかし、立候補予定者に書類の書き方や選挙運動などについて話す場で、話題にすべき内容では無いという意見に納得できるので、立候補予定者から投票マッチングに関する質問が無い限り触れないということで同意します。 それ以降の対応については、今日で全てを終わりとするのではなく、また話し合えたらと思います。
委員長	皆様のご意見を伺いました。 杉並区で若い子が参加して、汗を流して考えてくれたという事実は消えません。若い方を交えて啓発活動を考える会はここでいったん中断として、19日はボートマッチには触れず、立候補予定者説明に臨みたいと思います。
局長	確認させていただきます。 委員会として、この投票マッチングは中止。投票率アップ企画委員会の委員達と啓発事業を考えていくことは一時中断ということではよろしいでしょうか。 また、若年層への啓発については、引き続き検討はしていくという内容ではよろしいでしょうか。 私も事務局として残念ではありますが、投票マッチング事業については触れずに19日の立候補予定者説明会は、従前と同じ内容で実施します。
委員長	僭越ではございますが、これまで投票マッチング事業の準備をしていただきました、投票率アップ企画委員や事務局の皆様本当にお疲れさまでしたとお伝えください。
局長	これまで、企画委員の方には本当にご協力をいただきました。投票率アップ企画委員の皆様には、投票マッチング事業が中止になったことを、18日までにお集まりいただき、経過を含めて報告をしたいと思います。その時は選管委員の皆様もご出席をお願いします。企画委員との日程調整などについては事務局に一任ください。
委員長	よろしくお願いします。
	<b>&lt;立候補予定者説明会について&gt;</b>
委員長	それでは、報告 6-4 立候補予定者説明会について、事務局から説明をお願いします。
局長	立候補予定者説明会でございます。この件は担当係長から報告いたします。
法規担当係長	資料 6-4 立候補予定者説明会の次第をご覧ください。 19日日曜日 13時から立候補予定者説明を行います。 次第について、(1)の開会后、委員長にご挨拶をいただき、職員紹介をおこない、配布資料の確認、書類の記載と選挙運動についてと通常の予定者説明会のおり進め、(8)で選挙運動用自動車について杉並警察の職員から説明をいただき、次いで、選挙郵便について杉並郵便局の職員から説明をいただきます。そこで一度、警察と郵便局に対する質疑応答後を行い一度休憩を入れます。 後半は、選挙公報、公費負担、収支報告の説明を行います。 現在、次第の(16)及び(17)のボートマッチについては、ただいま、中



	<p>止が決定しましたので削除いたします。</p> <p>今回、新しい試みは、(14)のALLinOneと書かれている部分ですが、システムといっても大したものではなく、ただ、Wordファイルを使用し、一度氏名や住所を入力すると、他の様式にも反映させられる仕掛けを職員が行いましたので、プロジェクターを使用し、入力方法についての説明を行います。</p> <p>基本的に、昨年行った区長・区議補欠選挙と説明する内容に変わりはありません。この内容でいかがでしょうか。</p>
委員長	ALLinOne ファイルとは、なんですか。
法規担当係長	紙に書く場合、氏名や住所などを何度も書くこととなります。近年はパソコンで様式に入力される方が増えてきています。そうであれば、先頭の一覧に一度、住所や生年月日を入力すると、ほぼ全ての必要書類に反映される設定を、職員が行いました。これにより、一度正確に入力していただければ、なんども同じことを入力せずに、印刷すると大半の書類が完成するというものです。
本橋委員	今回から実施ですか。
法規担当係長	候補者及び事前審査を行う職員双方の負担軽減になればと、新たに作成したものです。
本橋委員	休憩も入れるのですが何時ごろ終了予定ですか。
局長	参加人数により、質疑応答の時間が前後しますが担当は16時30分終了を見込んでいますが、ポトマッチが無くなりましたので、16時頃になる見込みです。
委員長	場合によっては、その会場でポトマッチはどうなったのかと質問があるかもしれませんね。
局長	その可能性はあります。
委員長	今の説明のとおり、19日13時30分からですね。 参加者は80名から90名くらいですか。
局長	分かりません。ただ当日の人数をみて、ポスター掲示場の区画数などを判断していただくこととなります。
委員長	他にになにか、ご意見などございますか。
次長	19日は皆様、一度事務局へお集まりください。
委員長	他に、ご意見ご質問ありませんか。無いようでしたら、本件は報告了承とします。予定の案件は終了しましたが、事務局からその他ありますか。
局長	特にありません。
委員長	最後に、今後の日程の確認をお願いします。
局長	先ず選挙管理委員会ですが、22日9時からでポスター掲示場の区画を定めるくじを予定しています。3月1日は10時からで、選挙人名簿の定時登録などを予定しています。その他、19日が立候補予定者説明会で、22日が総務財政委員会、24日が永福学園で出前授業を予定しています。
委員長	本日の全体を通じて、ご質問やご意見はよろしいですか、無いようですので委員会を閉じます。